

所得税の税額表 (令和6年分適用分)

「課税総所得金額又は課税退職所得金額」に対する所得税の税額表(速算表)

税額の求め方…「課税される所得金額」をこの表の「課税総所得金額又は課税退職所得金額(A)」欄に当てはめ、その当てはまる行の右端の「税額速算表」欄の算式により計算した金額が求める税額である(所法89)。「課税される所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

課税される所得金額		税率(B)	控除額(C)	税額速算表	
課税総所得金額又は 課税退職所得金額 (A)				税 額=(A)×(B) - (C)	
1,950,000円以下		5%	—	(A)×5%	—
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円	(A)×10% -	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円	(A)×20% -	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円	(A)×23% -	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円	(A)×33% -	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円	(A)×40% -	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円	(A)×45% -	4,796,000円

〔計算例〕 課税される所得金額 5,830,901円 → 5,830,000円(1,000円未満切捨て)
 税額 5,830,000円×20% - 427,500円 = 738,500円

※ 住民税は、課税される所得金額に10%(比例税率)を乗じた金額である。なお、住民税は翌年度課税

分離課税の山林所得・譲渡所得に対する所得税の計算

分離課税の山林所得 金額に対する税額		右側の算式 で計算した ③の金額	① 課税山林所得金額×1/5(1,000円未満の端数切り捨てない。 ② ①の金額を上「所得税の税額表(速算表)」の「課税される所得金額」欄に当て はめ、その当てはまる行の右端の「税額速算表」欄の算式により求めた金額 ③ ②の金額×5 (所法89)
分離課税の譲渡所得金額に対する税額	一般所得分	課税長期譲渡所得金額 × 15%	(措法31)
	特定所得分	① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額 × 10%	(措法31の2)
		② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 (課税長期譲渡所得金額 - 2,000万円) × 15% + 200万円	
	軽課所得分	① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額 × 10%	(措法31の3)
		② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 (課税長期譲渡所得金額 - 6,000万円) × 15% + 600万円	
短期	一般所得分	課税短期譲渡所得金額 × 30%	(措法32①)
	軽減所得分	課税短期譲渡所得金額 × 15%	(措法32③)

※ 分離課税の山林所得金額に対する住民税は、課税山林所得の金額に10%(比例税率)を乗じた金額である。また、分離課税の譲渡所得金額に対する住民税は、上記の算式中「15%」は「5%」、「10%」は「4%」、「30%」は「9%」、「+200万円」は「+80万円」、「+600万円」は「+240万円」と読み替えて算式を適用する。なお、住民税は翌年度課税

※ 一定の条件を満たす譲渡所得金額の計算上、一定の「特別控除」額を控除する。(14頁参照)

復興特別所得税

復興特別所得税 (平成25年から令和19年までの25年間)	基準所得税額 × 2.1% (端数処理は所得税との合計により行う。)	※ 基準所得税額は、申告納税の場合は税額控除額(分配時調整外国税相当額控除額及び外国税控除額を除く。)控除後の所得税額、源泉徴収の場合は所得税の源泉徴収税額である。
----------------------------------	---------------------------------------	--

分離課税の（上場株式等の配当所得等 株式等の譲渡所得等 先物取引の雑所得等）に対する所得税の計算

分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額に対する税額	上場株式等に係る課税配当所得等の金額 × 15% ※ 上場株式等には特定公社債等を含む。以下同じ。 (措法8の4)
分離課税の一般株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 15% ※ 一般株式等には特定公社債等以外の公社債等を含む。以下同じ。(措法37の10)
分離課税の上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 15% (措法37の11)
分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額に対する税額	先物取引に係る課税雑所得等の金額 × 15% (措法41の14)

※ 住民税は、上記の算式中「15%」を「5%」と読み替えて算式を適用する。なお、住民税は翌年度課税

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- ① その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り）を限度として控除（損益通算）できる。なお、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とは、上場株式等の一定の譲渡（金融商品取引業者等への売委託により行う譲渡、金融商品取引業者に対する譲渡など）をしたことにより生じた損失の金額のうち、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない部分の金額をいう（措法37の12の2①②）。
- ② その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前に控除されたものを除く。）については、その確定申告書に係る年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（いずれも上記①の適用後の金額）を限度として控除（繰越控除）できる（措法37の12の2⑤⑥）。

退職所得の金額の計算

退職所得の金額は、次の①～③の場合に応じて、それぞれ次の算式により計算される金額

- ① 一般退職手当等が支払われる場合

$$\left(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2}$$
- ② 特定役員退職手当等が支払われる場合
 特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額
- ③ 短期退職手当等が支払われる場合……次の区分に応じた金額
 - イ 収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下のとき。

$$\left[\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right] \times \frac{1}{2}$$
 - ロ イ以外のとき。

$$\left[\begin{array}{l} \text{短期退職手当} \\ \text{等の収入金額} \end{array} - \left(\begin{array}{l} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} + 300\text{万円} \right) \right] + \left(300\text{万円} \times \frac{1}{2} \right)$$

- ※ その年中に、一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等があり、それぞれの勤続年数に重複期間がある場合などの退職所得の金額の計算には特則がある。
- ※ 「一般退職手当等」とは、次の特定役員退職手当等及び短期退職手当等以外の退職手当等をいう。
- ※ 「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者から役員等勤続年数に対応するものとして支払を受けるものをいう。
- ※ 「短期退職手当等」とは、退職手当等のうち、短期勤続年数（役員等以外の者としての勤続年数が5年以下のものをいう。）に対応する退職手当等として支払を受けたもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいう。
- ※ 退職所得控除額は、勤続年数に応じてそれぞれ次の算式により計算される。
- ・ 20年以下の場合……40万円 × 勤続年数（計算額が80万円未満のときは80万円）
 - ・ 20年を超える場合……70万円 × 勤続年数 - 600万円
- なお、障害者となったことにより退職した場合には、上記算式で計算した金額に100万円を加算する。
- ※ 退職手当等については、支払額に対して源泉徴収されるが、その支払を受ける際に、「退職所得の受給に関する申告書」を支払者に提出した場合には、その際に退職所得控除をした上で所得税額の精算が行われるため、通常は、その退職手当等について確定申告をする必要はない。

給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額の合計額 (A)		給与所得控除額
1,800,000円以下		$(A) \times 40\% - 100,000$ 円 (計算額が55万円未満のときは55万円)
1,800,000円超	3,600,000円以下	$(A) \times 30\% + 80,000$ 円
3,600,000円超	6,600,000円以下	$(A) \times 20\% + 440,000$ 円
6,600,000円超	8,500,000円以下	$(A) \times 10\% + 1,100,000$ 円
8,500,000円超		1,950,000円 (上限)
<p>※ 給与等の収入金額の合計額が660万円未満の者の給与所得控除額は、上の速算表によらないで、4ページから12ページまでの「簡易給与所得表」を利用して求める。 この場合の給与所得控除額は次の算式により求める。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{簡易給与所得表のその年の} \\ \text{「給与等の収入金額の合計額」} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{簡易給与所得表の「給与等の収入金額の} \\ \text{合計額」に応ずる右側の「給与所得の金額」} \end{array} \right)$		

給与所得者の特定支出控除の特例

特例による 給与所得の金額	$\left[\begin{array}{l} \text{給与等の収入} \\ \text{金額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{給与所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特定支出} \\ \text{の合計額} \end{array} - \text{給与所得控除額} \times 1/2 \right]$	
※ 特定支出控除の対象となる「特定支出」とは、①通勤費、②職務上の旅費、③転勤に伴う転居費用、④職務上必要な研修費及び弁護士、公認会計士、税理士等の人の資格取得費、⑤単身赴任者の帰宅旅費、⑥職務上必要な図書等及び衣服の購入費用並びに職務上関係のある者との交際接待費等（65万円を限度）で、一定の要件に当てはまる支出をいう。なお、原則として一定の明細書、証明書、領収書等の添付が必要		

所得金額調整控除の特例

給与所得を有する者が次の(1)又は(2)に該当する場合は、それぞれ次の算式により計算した金額（所得金額調整控除額）を、総所得金額を計算する際に、給与所得の金額から控除する。

(1) 給与所得がある者	給与等の収入金額が850万円を超える者が、①特別障害者である者、②年齢23歳未満の扶養親族を有する者、③特別障害者である同一生計配偶者を有する者、④特別障害者である扶養親族を有する者のいずれかに該当する場合には、次の算式により計算した金額を、総所得金額を計算する際に、給与所得の金額から控除する。 $\left[\begin{array}{l} \text{給与等の収入金額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{1,000万円超の場合は} \\ \text{1,000万円} \end{array} \right) - 850\text{万円} \end{array} \right] \times 10\% = \text{所得金額調整控除額} \quad (1\text{円未満の端数切上げ})$
※ 公的年金等に係る雑所得の金額がある場合で、次の(2)の要件にも当てはまるときは、さらに次の(2)の算式で計算した所得金額調整控除額を、その年分の給与所得の金額から控除する。	
(2) 給与所得と公的年金等の所得がある者	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、その合計金額が10万円を超えるものについては、次の算式により計算した金額を、総所得金額を計算する際に、給与所得の金額から控除する。 $\left(\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の給与等の金額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{10万円を超えるとときは、10万円} \end{array} \right) \end{array} + \begin{array}{l} \text{公的年金等に係る雑所得の金額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{10万円を超えるとときは、10万円} \end{array} \right) \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{所得金額調整控除額} \quad (\text{マイナスの場合は、0円})$

公的年金等に係る雑所得の速算表

		公的年金等以外の所得金額の合計額（繰越損失控除前）			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
公的年金等の収入金額の合計額(A)	昭以（年 和後 齢 35に	130万円以下	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
		130万円超 410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
	年生 65	410万円超 770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
		770万円超 1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
	1ま 歳 月れ 未 2た 満 日者	1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円
		昭以（年 和前 齢 35に	330万円以下	A - 110万円	A - 100万円
	年生 65	330万円超 410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
		410万円超 770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
	1ま 歳 月れ 以 1た 上 日者	770万円超 1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
		1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円

- ※ 公的年金等には、外国の法令に基づく共済制度で我が国の退職共済年金に類するものを含む。
- ※ 公的年金等の収入（原則として、源泉徴収の対象となるものに限る。）の合計が400万円以下の者でその他の所得が20万円以下の者は所得税の申告をしないことを選択できる。
- ※ 課税されない年金には、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、障害厚生年金、遺族厚生年金、障害共済年金、遺族共済年金、増額恩給（併給される普通恩給を含む。）、遺族恩給、遺族企業年金、その他心身の障害に起因する年金などがある。

譲渡所得等の特別控除額

総合課税の譲渡所得	50万円（譲渡益の合計額が50万円に満たない場合はその合計額） ※ 特別控除額は短期の譲渡益→長期の譲渡益の順に控除する。
分離課税の譲渡所得	※ 譲渡所得等については次の特別控除の特例がある。 ① 取用などの場合の5,000万円控除の特例 ② 居住用財産（被相続人の居住用財産を含む。）を譲渡した場合の3,000万円（又は2,000万円）控除の特例 ③ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円控除の特例 ④ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除の特例 ⑤ 特定期間（平成21年、22年）に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の1,000万円控除の特例 ⑥ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除の特例 ⑦ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円控除の特例 ※ 上記の①から⑦まで順に行い、特別控除額の合計額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を限度
山林所得	50万円 ※ 総収入金額から必要経費を控除した残額が50万円に満たない場合はその残額 ※ 森林法による「森林計画特別控除」（措法30の2）の適用のある場合がある。
一時所得	50万円 ※ 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円に満たない場合はその残額

事業専従者控除額等

事業専従者控除額	次の①と②のいずれか少ない方の金額 ① 50万円（配偶者は86万円） ② $\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$	※ 事業専従者とは、15歳以上（平成22年1月1日以前生まれ）の親族で事業に専従する者（青色事業専従者を含まない。）
青色申告特別控除額	次の①と②のいずれか少ない方の金額 ① 10万円（特定の青色事業者は、55万円。特定の青色事業者のうち特別の青色申告者は、65万円） ② 「不動産所得 + 事業所得 + 山林所得」（特定の青色事業者は「不動産所得 + 事業所得」） ※ 上記の「事業所得」には、社会保険診療報酬の特例の適用を受けた所得は含まれない。 ※ 控除額は、次の順に控除する。 不動産所得→事業所得→山林所得（特定の青色事業者は、不動産所得→事業所得） ※ 特定の青色事業者とは、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（青色小規模事業者を除く。）で正規の簿記に基づき損益計算書及び貸借対照表を作成して申告をする者をいう。 ※ 特別の青色申告者とは、特定の青色事業者のうち次のいずれかの要件を満たす者をいう。 イ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行うこと。 ロ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存等を行っており、「適用届出書」をその提出期限までに提出していること。	

財産債務調書及び国外財産調書の提出要件

財産債務調書	(1) 以下の①及び②の要件のいずれにも該当する者 ① 確定申告が必要な者等で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超える。 ② その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出時課税制度の対象財産（有価証券等並びに未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。）を有する。 (2) その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額の多寡にかかわらず、その年の12月31日において、その価額の合計額が10億円以上の財産を有する者
国外財産調書	居住者（非永住者を除く。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する者

- ※ 上記の財産に係る金額要件は、その年中の相続により取得した財産又は債務の価額を除外して判定する。また、それらの調書には、その財産又は債務の記載を省略することができる。
- ※ 提出期限は、いずれも翌年6月30日である。

配当所得等に係る所得税の確定申告の有無別の課税態様

上場株式等		確定申告をする場合		確定申告をしない場合
		総合課税を選択	申告分離課税を選択	
	適用税率	所得税：累進税率 住民税：10%	所得税：15% 住民税：5%	源泉徴収のみ
	配当控除	あり	なし	なし
	上場株式等に係る譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない

- ※ 上場株式等の配当等については、所得税15%（復興特別所得税と合わせて15.315%）、住民税5%の源泉徴収がされる。
- ※ 上記の上場株式等の配当等のうち、配当等の支払基準日において内国法人の発行済株式数の3%以上を保有する個人株主のその内国法人から支払を受ける配当等の課税方式は、次の「一般株式等」の表の課税方式と同様である。なお、その3%以上保有するか否かの判定に当たっては、その個人株主の支配する同族会社が保有する発行済株式数を含めて判定する。
- ※ 上場株式等の配当等に対する住民税の課税方式は、住民税の令和6年度分から所得税の課税方式と同様になっている。

一般株式等		確定申告（総合課税）をする場合		確定申告をしない場合	
		所得税	住民税	所得税	住民税
	少額配当 （1回の場合は 年10万円以下）	累進税率	10%	源泉徴収のみ	総合課税 10%
	上記以外	累進税率	10%	（要申告）	

- ※ 所得税については20%（復興特別所得税と合わせて20.42%）源泉徴収されるが、住民税は源泉徴収されないため、少額配当であるか否かにかかわらず、住民税においては申告が必要であり、他の所得と総合課税される。
- ※ 確定申告をする場合は、配当控除の適用があるが、株式等に係る譲渡損失との損益通算はできない。

源泉徴収票等の添付書類

以下の書類については、確定申告書等には添付を要しない（e-Taxの場合も同様）。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類

適用を受けようとする年の3月15日までに提出を要する申請書等

- (1) 青色申告承認申請書（新規開業は開業日から2月以内）
- (2) 青色専従者の給与に関する届出書（年の中途従事は従事開始日から2月以内）
- (3) 小規模青色事業者の現金主義記帳によることの届出書（新規開業は開業日から2月以内）
- (4) 小規模青色事業者の現金主義記帳のとりやめの届出書
- (5) 減価償却資産の償却方法・棚卸資産の評価方法の変更承認申請書

所得控除額

※ 「所得金額の合計額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
 ※ 所得控除の添付書類はe-Tax 申告者は添付の必要なし。

所得控除額	雑損控除額	次の①と②のいずれか多い方の金額 ① (損害金額 - 保険金等で補てんされる金額) - $\left[\frac{\text{所得金額の合計額}}{\text{(繰越損失控除後)}} \times 10\% \right]$ ② $\left[\begin{array}{l} \text{災害関連} \\ \text{支出金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{災害関連支出金額につき補} \\ \text{てんされる保険金等の金額} \end{array} \right] - 5 \text{万円}$			
		〔添付書類〕 災害関連支出の領収証、資産の損害額の明細書			
	医療費控除額	① $\left[\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で補} \\ \text{てんされる金額} \end{array} \right] - \left[10 \text{万円と} \left[\begin{array}{l} \text{所得金額の合計額(繰越損失控} \\ \text{除後)} \end{array} \right] \text{の} 5\% \right] \text{のいずれか少ない方の金額}$ (控除額 最高200万円) ② $\text{セルフメディケーション税制による医療費控除額} = \begin{array}{l} \text{支払った特定一般用} \\ \text{医薬品等購入費の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} - 12,000 \text{円}$ (①の医療費控除との選択適用) (控除額 最高88,000円)			
		〔添付書類〕 医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を記載して添付する必要がある。ただし、領収書等は自らが5年間保存			
	社会保険料控除額	支払った又は給与や公的年金から差し引かれる社会保険料の合計額			
		〔添付書類〕 国民年金の支払保険料の証明書又は領収証。ただし、年末調整の際に控除を受けたものは添付の必要なし。			
	小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金と確定拠出年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額			
	〔添付書類〕 支払掛金の証明書。ただし、年末調整の際に控除を受けたものは添付の必要なし。				
生命保険料控除額	次の①～③の合計額(最高12万円) ① 一般の生命保険料控除(一般の旧生命保険料・新生命保険料の控除) …「(イ)の金額(最高5万円)」と「(イ)と(ロ)の合計額(最高4万円)」とのいずれか多い方の金額 ② 個人年金保険料控除(旧個人年金保険料・新個人年金保険料の控除) …「(イ)の金額(最高5万円)」と「(イ)と(ロ)の合計額(最高4万円)」とのいずれか多い方の金額 ③ 介護医療保険料控除…(ロ)の金額(最高4万円)				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">支払保険料が平成23年12月31日以前の旧契約に係る旧保険料である場合 (イ)</td> <td>支払った旧保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ㊦ 25,000円以下の場合…支払旧保険料の全額 ㊧ 25,000円超50,000円以下の場合…支払旧保険料 × 1/2 + 12,500円 ㊨ 50,000円超100,000円以下の場合…支払旧保険料 × 1/4 + 25,000円 ㊩ 100,000円超の場合…50,000円</td> </tr> <tr> <td>支払保険料が平成24年1月1日以後の新契約に係る新保険料である場合 (ロ)</td> <td>支払った新保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の新生命保険料と新個人年金保険料と介護医療保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ㊪ 20,000円以下の場合…支払新保険料の全額 ㊫ 20,000円超40,000円以下の場合…支払新保険料 × 1/2 + 10,000円 ㊬ 40,000円超80,000円以下の場合…支払新保険料 × 1/4 + 20,000円 ㊭ 80,000円超の場合…40,000円</td> </tr> </table>	支払保険料が平成23年12月31日以前の旧契約に係る旧保険料である場合 (イ)	支払った旧保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ㊦ 25,000円以下の場合…支払旧保険料の全額 ㊧ 25,000円超50,000円以下の場合…支払旧保険料 × 1/2 + 12,500円 ㊨ 50,000円超100,000円以下の場合…支払旧保険料 × 1/4 + 25,000円 ㊩ 100,000円超の場合…50,000円	支払保険料が平成24年1月1日以後の新契約に係る新保険料である場合 (ロ)	支払った新保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の新生命保険料と新個人年金保険料と介護医療保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ㊪ 20,000円以下の場合…支払新保険料の全額 ㊫ 20,000円超40,000円以下の場合…支払新保険料 × 1/2 + 10,000円 ㊬ 40,000円超80,000円以下の場合…支払新保険料 × 1/4 + 20,000円 ㊭ 80,000円超の場合…40,000円
支払保険料が平成23年12月31日以前の旧契約に係る旧保険料である場合 (イ)	支払った旧保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ㊦ 25,000円以下の場合…支払旧保険料の全額 ㊧ 25,000円超50,000円以下の場合…支払旧保険料 × 1/2 + 12,500円 ㊨ 50,000円超100,000円以下の場合…支払旧保険料 × 1/4 + 25,000円 ㊩ 100,000円超の場合…50,000円				
支払保険料が平成24年1月1日以後の新契約に係る新保険料である場合 (ロ)	支払った新保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の新生命保険料と新個人年金保険料と介護医療保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ㊪ 20,000円以下の場合…支払新保険料の全額 ㊫ 20,000円超40,000円以下の場合…支払新保険料 × 1/2 + 10,000円 ㊬ 40,000円超80,000円以下の場合…支払新保険料 × 1/4 + 20,000円 ㊭ 80,000円超の場合…40,000円				
	支払保険料の証明書等。ただし、次のものは添付の必要なし。 (1) 一般の旧生命保険料はその一契約に係る支払保険料(剰余金など差引後の金額)が9,000円以下のもの。 (2) 年末調整の際に控除を受けたもの。				
	〔添付書類〕				
地震保険料控除額	次の①と②の合計額(最高5万円) ① 支払った地震保険料の全額(最高5万円) ② 次の㊮又は㊯のいずれかに該当する金額 支払旧長期損害保険料(①に該当するものを除く。)の額が、 ㊮ 10,000円以下の場合……………支払保険料の全額 ㊯ 10,000円を超える場合…[支払損害保険料 × 1/2 + 5,000円](最高15,000円) ※ 旧長期損害保険料とは…平成18年12月31日以前に締結された保険(共済)の期間が10年以上の損害保険の契約で満期返戻金等を支払う旨の特約がある契約(平成19年1月1日以後契約の変更がないものに限る。)について支払った損害保険料をいう。				
	〔添付書類〕 支払保険料の証明書等。ただし、年末調整の際に控除を受けたものは添付の必要なし。				

所得控除額

<p>寄附金控除額</p>	<p>〔「特定寄附金の支出額」と「所得金額の合計額（繰越損失控除後）の40%〕のいずれか少ない方の金額〕 - 2,000円</p> <p>※ 上記算式中の「特定寄附金の支出額」には、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除又は公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることを選択した寄附金は含まれない(21,22頁参照)。</p> <p>※ 確定申告をする必要がない給与所得者等が、5つ以内の自治体に対するふるさと納税をする場合は、確定申告を要せず、寄附した自治体に申請することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられる(24頁参照)。</p> <p>(1) 特定寄附金の受領証等 (2) 寄附先が、次に掲げる法人等である場合の寄附金は、(1)の受領証のほか次のそれぞれの書類等(①～③はその写し) ① 地方独立行政法人である場合は、設立団体の証明書 ② 私立学校である場合は、所轄庁の証明書 ③ 特定公益信託である場合は、主務大臣の認定証明書 ④ 政治献金である場合は、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」</p>							
<p>障害者控除額</p>	<p>次の区分に応じて求めた金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="515 824 1445 920"> <thead> <tr> <th>一般の障害者</th> <th>特別障害者</th> <th>同居特別障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人につき 270,000円</td> <td>1人につき 400,000円</td> <td>1人につき 750,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般の障害者及び特別障害者の範囲(納税者本人を含む。)は所令10参照 ※ 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者又はその納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいう。同一生計配偶者とは、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。)で、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が48万円以下の者をいう。 ※ 扶養控除が適用できない者(年齢0歳～15歳の者)についても障害者控除は適用できる。 ※ 非居住者である配偶者又は扶養親族について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要である。</p>		一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	1人につき 270,000円	1人につき 400,000円	1人につき 750,000円
一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者						
1人につき 270,000円	1人につき 400,000円	1人につき 750,000円						
<p>寡婦控除額</p>	<p>270,000円</p>	<p>※ 寡婦とは……次のいずれかに掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。 (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、①扶養親族があること、②所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、③住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未届の妻・夫)の記載がされていないこと、の要件を満たすもの。 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでないなどの者のうち、①所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、②住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未届の妻・夫)の記載がされていないこと、の要件を満たすもの。</p>						
<p>ひとり親控除額</p>	<p>350,000円</p>	<p>※ ひとり親とは……現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでないなどの者のうち、①所得金額の合計額(繰越損失控除後)が48万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)があること、②所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、③住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未届の妻・夫)の記載がされていないこと、の要件を満たすものをいう。</p>						
<p>勤労学生控除額</p>	<p>270,000円</p>	<p>※ 勤労学生とは……学生、生徒などで給与所得等(勤労所得)を有する納税者のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額の合計額が10万円以下の者をいう。 ※ 専修学校・各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者の場合は、一定の証明書の添付又は提示が必要である。</p>						

所得控除額	配偶者控除額及び配偶者特別控除額	<p>納税者及び生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のそれぞれの所得金額の合計額（繰越損失控除前）に基づき下記の「早見表」で求めた額</p> <p>※ 納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円を超える年については受けることができない。</p>	<p>※ 控除対象配偶者とは……同一生計配偶者のうち納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円以下の場合の配偶者をいう。</p> <p>また、同一生計配偶者とは……生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）で、その者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が48万円以下である者をいう。</p> <p>※ 老人控除対象配偶者とは……控除対象配偶者のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた者（年齢70歳以上の者）をいう。</p> <p>※ 非居住者である配偶者について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要である。</p>											
	扶養控除額	<p>次の区分に応じて求めた金額の合計額</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(1人につき)</td> </tr> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族(年齢16歳以上)(下記以外)</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族(年齢19歳～22歳)</td> <td>630,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族(年齢70歳以上)</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>580,000円</td> </tr> </table> <p>※ 平成21年1月2日以後生まれの扶養親族(年齢15歳以下)は扶養控除の対象とされない。</p>		(1人につき)	一般の控除対象扶養親族(年齢16歳以上)(下記以外)	380,000円	特定扶養親族(年齢19歳～22歳)	630,000円	老人扶養親族(年齢70歳以上)	同居老親等以外の者	480,000円	同居老親等	580,000円	<p>※ 扶養親族とは……生計を一にする親族（配偶者を除く）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び市町村長から養護を委託された老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が48万円以下である者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）をいう。</p> <p>※ 控除対象扶養親族とは……扶養親族のうち、平成21年1月1日以前に生まれた者（年齢16歳以上の者）をいう。ただし、扶養親族が非居住者の場合、年齢30歳以上70歳未満の者（昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた者）で、留学により非居住者となった者などの一定の者以外は、控除対象扶養親族には含まれない。</p> <p>※ 特定扶養親族とは……控除対象扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた者（年齢19歳以上23歳未満の者）をいう。</p> <p>※ 老人扶養親族とは……控除対象扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた者（年齢70歳以上の者）をいう。</p> <p>※ 同居老親等とは……老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、納税者又はその配偶者との同居を常況としている者をいう。</p> <p>※ 非居住者である扶養親族について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」などの一定の書類の添付又は提示が必要である。</p>
		(1人につき)												
一般の控除対象扶養親族(年齢16歳以上)(下記以外)	380,000円													
特定扶養親族(年齢19歳～22歳)	630,000円													
老人扶養親族(年齢70歳以上)	同居老親等以外の者	480,000円												
	同居老親等	580,000円												
基礎控除額	<p>納税者の所得金額に応じて求めた次の金額</p> <table border="1"> <tr> <td>所得金額の合計額（繰越損失控除前）</td> <td>2,400万円以下</td> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>2,500万円超</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>480,000円</td> <td>320,000円</td> <td>160,000円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	所得金額の合計額（繰越損失控除前）	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	控除額	480,000円	320,000円	160,000円	0円			
所得金額の合計額（繰越損失控除前）	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超										
控除額	480,000円	320,000円	160,000円	0円										

配偶者控除額・配偶者特別控除額の早見表

配偶者控除	配偶者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）(48万円以下)	納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者（年齢70歳以上）	48万円	32万円	16万円

配偶者特別控除	配偶者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）	〈参考〉 配偶者の収入が 給与収入の場合	納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円	